

徳島県外部委託推進指針(案)

1 策定の趣旨・背景

本県では、これまでも、徳島県新行財政システム推進大綱等に基づき、定型的業務を中心に民間の専門性・ノウハウを積極的に活用し、行政の効率的な執行を図る観点から外部委託を進めてきた。

しかしながら、本県を取り巻く行財政環境は予想以上に厳しく、限られた行財政資源の更なる戦略的・効率的な配分を行うことが求められており、平成15年10月に策定された「リフレッシュとくしまプラン」においても、これまでの取組をさらに進め、「民間でできることはできる限り民間に委ねる」との原則のもと、外部委託を推進することを明記している。

よって、行政活動全般に渡る事務事業を対象に、より一層積極的に外部委託の活用を検討・実施していくことにより、最も効率的で県民にとって質の高い行政サービスを提供することを目的として、この指針を策定する。

また、現下の経済・雇用情勢に鑑み、本指針による外部委託の推進に際しては、民間部門の雇用及び就労機会の創出に最大限の配慮を行うこととする。

2 目的・方向性

(1) 県民サービスの向上

民間の持つ柔軟性や機動性、専門性を活用することにより、県民サービスの質の向上を図る。

(2) 財政負担の縮減

民間の多様な発想・資源の活用を図るとともに、競争原理を導入することにより、コストの縮減を図る。

(3) 効率的な行政運営の推進

民間活力を導入することにより、業務執行体制の効率化を図るとともに、新たな行政需要に対応する体制を整備する。

(4) 地域経済の活性化

雇用・就労機会の拡大やビジネスチャンスの創出等、あらたな経済効果を発現させる。

(5) 県民との協働の推進

様々な組織との連携・協働を図ることにより、NPO等の育成を図るとともに、行政への県民参加を促進させる。

3 検討の視点

外部委託を行う際は、次の事項の検討を行う。

(1) サービスの向上

県が要請するサービス水準を明確にし、委託により水準が低下しないこと。

(2) コストの比較

定型的業務で経費の節減が図れる場合や、臨時的業務で常時一定の職員を配置する必要がない場合など、人件費を含む直接コストと委託コストを比較考慮し、外部委託を行う方が経済的に優れていること。

(3) 行政責任の確保

委託契約書等により責任の所在を明確にするとともに、実施状況の適切な管理に努めること。

- (4) 雇用・就労機会の創出
外部委託の実施により民間部門の活性化が図られ、新たな雇用・就労機会の創出につながる可能性があること。

4 委託を推進すべき業務

- (1) 定型的で大量の作業を伴う業務
- (2) 特定期間（臨時的）に集中する業務
- (3) 高度に専門的な知識、技術を必要とする業務
- (4) 弾力的運営が可能となり効果的で効率的な執行が見込まれる業務

5 外部委託になじまないと判断される業務

- (1) 許認可等、公権力の直接の行使にあたるもの
- (2) 企画立案や総合調整業務など行政の本来機能であるもの
- (3) 公正性や公平性の確保のため行政が実施しているもの
- (4) 法律その他関係法令で外部委託が制限されているもの
- (5) 個人情報に関し、契約条項による担保だけでは業務そのものが円滑に進まない恐れがあるもの

6 委託先選定に当たっての留意事項

- (1) 選定手続きの透明性の確保
プロポーザル方式の拡充など客観性や競争性の高い選定に努めるのをはじめ、委託先選定の手続き・過程の透明性を確保すること。
- (2) NPO等への外部委託の配慮
県民が自主的・自立的な活動を行うNPO法人・ボランティア活動団体については、事業の性格にあわせ委託先の候補として積極的に検討すること。
- (3) 委託先の代替性検討
いわゆる外郭団体に対して外部委託する場合については、民間企業・NPO等への外部委託が可能かどうかを十分検討した上で行うこと。
- (4) 業務遂行能力の調査
委託先の選定に際しては、業務遂行能力を十分に調査し、当該業務の大部分を再委託するようなことがないよう、十分留意すること。
- (5) 個人情報の保護、機密の保持
個人情報の保護を必要とする事務事業については、契約書等により県と委託先の責任範囲を明確化するなど漏洩防止について万全を期すこと。

7 取組の推進及び体制

- (1) 実施計画の策定、事務事業の点検
この指針に基づき、各部局毎に「実施計画」を策定し、年次計画を定め、着実な外部委託の推進を図るとともに、外部委託の推進に向けた事務事業の継続的な点検、見直しを進めること。（H18年度策定予定：計画期間H18年度～H21年度）
各部局においては、政策評価による事務事業の見直し及び検討結果を踏まえ、原則として毎年度当初予算要求時に「実施計画」を見直すとともに、年度ごとの推進状況等を明らかにすること。
- (2) 推進体制
外部委託推進の実施計画及び推進状況等の全庁的な取りまとめ及び公表は、企画総務部行政経営企画員室が行う。

8 効果の客観的検証等

(1) 継続的な検証

契約にあたっては委託先の長期固定化や業務の独占状態により、本来の外部委託の目的が損なわれないよう努めること。

また、既に外部委託を行っている事務事業についても、サービスの質やコストの妥当性について「政策評価システム（継続事業評価）」を活用し適宜検証を行うこと。

(2) 民営化の推進

外部委託が可能な業務の中には、業務委託にとどまらず、規制緩和等により民間法人の参入やNPO等がサービスの提供主体となり得る場合がある。改めて県と民間の役割分担を見直す観点から、新たな分野でのサービス産業の振興に繋がり、雇用の確保が図れるよう、政策評価等を通し、民営化についての検討を加えること。